

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社フジ・メディア・ホールディングス		コード	4676
提出日	2021/6/3	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）											異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし
1	島谷 能成	社外取締役	○										○					有
2	三木 明博	社外取締役	○										△					有
3	茂木 友三郎	社外取締役	○										△					有
4	南 直哉	社外取締役	○										△					有
5	奥島 孝康	社外取締役	○										△		△			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	・当社の子会社株式会社フジテレビジョン（以下、フジテレビ）は、島谷能成氏が代表取締役を務める東宝株式会社から映画の配給及び広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の2%未満です。また、フジテレビは、東宝株式会社に対し映画の出資者配分等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。 ・同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	・メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割の一つであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 ・同氏は、映画・演劇事業上場会社代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が代表を務める会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
2	・フジテレビは、三木明博氏が過去に代表取締役等を務めていた株式会社文化放送から出演料等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。 ・同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	・メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割の一つであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 ・同氏は、ラジオ事業会社元代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
3	・フジテレビは、茂木友三郎氏が過去に代表取締役等を務めていた（現在は取締役名誉会長 取締役会議長）キッコーマン株式会社から広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。	・一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の監査等委員である社外取締役の機能・役割であると考えています。 ・同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため監査等委員である社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。 ・同氏は、キッコーマン株式会社において経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4	・フジテレビは、南直哉氏が過去に代表取締役等を務めていた東京電力ホールディングス株式会社の子会社である東京電力エナジーパートナー株式会社から広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。また、フジテレビは、東京電力ホールディングス株式会社の子会社である東京電力エナジーパートナー株式会社に対し電気料金等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。	・一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の監査等委員である社外取締役の機能・役割であると考えています。 ・同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため監査等委員である社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。 ・同氏は、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）において経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5	・フジテレビは、奥島孝康氏が過去に総長を務めていた（現在は名誉顧問）学校法人早稲田大学から講演等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。またフジテレビは、奥島孝康氏が過去に総長を務めていた大学に対し寄付を行っており、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの販管費の0.1%未満です。	・一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の監査等委員である社外取締役の機能・役割であると考えています。 ・同氏は、元大学総長、法学博士として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため監査等委員である社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に総長を務めていた大学とフジテレビの取引関係及び同氏の就任以前から同氏が過去に総長を務めていた大学に行っている寄付行為が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社グループ、主要株主、大口取引先または寄付先の関係者であるかどうか、弁護士・会計士等の専門的サービスの提供者ではないか等を勘案し、社外役員の独立性を判断しています。

メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。